

揖斐川町建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1

揖斐川町第2次総合計画及び揖斐川町森林整備計画の趣旨並びに「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」第12条第1項の規定により岐阜県が定めた「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、町内の建築物等の木造化・木質化等の更なる推進を目的に「揖斐川町建築物等における木材の利用促進に関する方針」を定めるものとする。

(目的)

第2

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進方針」(令和4年4月1日)に即して、法第12条の2項に掲げる必要な事項を定め、木材の利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、健全な森林の育成と木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、町が整備する建築物及び町以外の者が整備する建築物で、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、公共建築物の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「内装等の木質化」とは、公共建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5) 「地場産材」とは、揖斐川町内又は岐阜県内の森林から生産された木材をいう。
- (6) 「木質バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源のうち木材に由来するものをいう。

(基本的事項)

第4 木材の利用促進のための基本的な事項は、次のとおりとする。

- (1) 町は、率先して地場産材の利用に努めるものとする。
- (2) 町以外の者が別表1に掲げる建築物を整備するとき、町は可能な限り地場産材が利用されるよう要請する。
また、町内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

(利用目標)

第5 公共建築物における地場産材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の建築にあつては、次に掲げる場合を除き、低層施設(高さ16m以下か

つ3階以下で、延べ床面積3,000㎡以下)について木造化を推進する。

ア 建築基準法及びその他法令等により木造化をすることが困難な施設

イ 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設

ウ 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設

エ 危険物を貯蔵又は使用する施設

オ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵展示する施設

カ その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設

- (2) 公共建築物において木造化が困難な施設であっても、内装等の木質化を推進する。
- (3) 公共建築物における備品等は、可能な限り地場産材を利用したものとする。
- (4) 公共建築物に暖房器具やボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(地場産材の利用促進に必要な事項)

第6 公共建築物における地場産材の利用の促進に関して必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の木造化及び内装等の木質化にあつては、設計図書等に地場産材の利用を明記する。
- (2) 町は、公共建築物を建築する者、林業関係団体、設計者及びその他関係団体と連携し、地場産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。
- (3) 公共建築物の木造化及び内装等の木質化施設では、町内外の来訪者に対し地場産材の特性及び意義等を示し、地場産材の普及に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成24年9月1日から適用する。

この方針は、令和6年3月1日から適用する。

別表1

事業主体	整備する施設
町以外の者	学校、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、病院又は診療所、体育館、図書館、指定管理施設、その他これらに類する施設